

環境経営レポート

2024 年度版



(株) 立花造園

〈2025 年 2 月 19 日作成〉

環 境 経 営 方 針

基本理念

地球環境の保全が人類共通の最重要課題の1つであることを認識し、また、緑にたずさわるものとして、あらゆる面で地球環境の保全に配慮して行動し、社会の一員として、企業の社会的責任の一環として、よりよい環境の創造と保全を目指します。

方 針

株式会社 立花造園は事業活動において、計画的、継続的に環境問題に取り組み、環境負荷の低減に取り組みます。また、環境に関する法規制の遵守は当然として、環境を配慮した活動を行うことが企業の責務として取り組みます。

1. 省資源、省エネルギー活動を推進する。
2. 建設副産物（枝葉剪定屑など）の抑制、再利用、並びに適切な処理や分別化に努めます。
3. 工事に伴う公害を抑制します。
4. 環境関連法規制等を遵守し、あらゆる環境汚染を予防します。
5. 石川県リサイクル認定製品でもある『放線菌有機質肥料元樹くん(2)』の製造販売も含め、積極的にリサイクルに取り組みます。
6. 環境目的、目標をもって達成活動し、活動結果をもって見直しする。

この環境経営方針は、全社員に周知するとともに環境経営レポートを通じ社外に公表します。

改定：2021年3月30日

制定：2006年4月7日

(株) 立花造園
代表取締役 立花 栄志

株式会社 立 花 造 園

2025 年 2 月

1. 事業者活動の概要

(1) 事業者名及び代表者名

株式会社 立花造園

代表取締役 立花 栄志

(2) 所在地

本社：石川県能美市寺井町た 1 0 5

(3) 環境管理の責任者及び担当者連絡先

担当者 安中喜与美

連絡先 電話 0761-57-4128

Fax 0761-57-0391

(4) 事業の内容及び認証・登録範囲

庭園の調査・設計・企画、築庭・緑化・樹木診断治療

庭園材料販売、土壌微生物増殖資材の製造販売

(5) 事業の規模（2024 年度末現在）

資本金 4 千万円

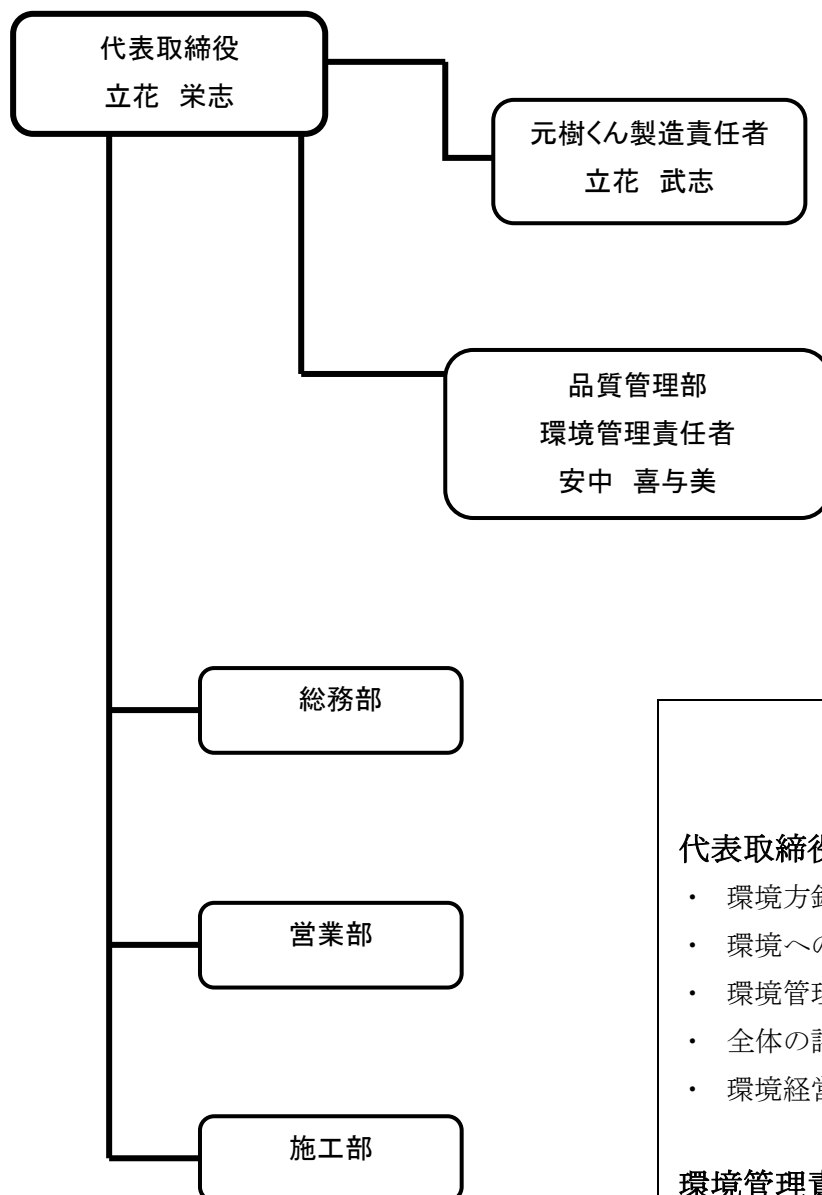
畑面積 15,243 平方メートル

従業員数 19 人

(6) レポート対象期間

2024 年 1 月～2024 年 12 月

(7) 実施体制



役 割

代表取締役

- ・ 環境方針の作成、誓約
- ・ 環境への取組みに必要な資源の準備
- ・ 環境管理責任者の任命
- ・ 全体の評価と見直しの実施
- ・ 環境経営レポートの承認

環境管理責任者

- ・ 環境経営システムの構築・運用
- ・ 代表者への報告
- ・ 環境経営計画の確認
- ・ 環境経営目標の達成状況の確認

建設現場においては、現場責任者が環境への取組責任者となる。

2. 環境への負荷の現状

当社における二酸化炭素排出量（自動車の利用によるものを含む。）及び廃棄物排出量、水使用量を、2022年度～2024年度、過去3年間の実績は、次のような結果となった。

		2022年度	2023年度	2024年度
二酸化炭素排出量	総量 (kg-CO ₂ /年)	57,666	59,869	61,505
	売上高当たり (kg-CO ₂ /億円)	27,073	24,141	30,600
廃棄物排出量	廃棄物排出量 (トン/年)	340.54	400.93	395.52
	売上高当たり (トン/億円)	159.88	161.67	196.78
水使用量	総量 (m ³ /年)	1,259	1,117	1,012
	売上高当たり (m ³ /億円)	591.08	450.40	503.48
元樹くんの販売	m ³	120	100	100

購入電力に係る二酸化炭素排出係数については、過去3年とも係数は0.466 kg-CO₂/kWhを使用。(2022年1月発表値)

3. 今後の環境への負荷の低減目標

(1) 環境への低減目標

今後、年間売上高当たりの二酸化炭素排出量、廃棄物排出量及び水使用量を着実に減らしていくことを目指し、2024年度実績に対して、毎年1%低減させることを当面の目標とする。

〈目 標〉	2025年度	2026年度	2027年度
売上高当たり二酸化炭素排出量 (kg-CO ₂ /億円)	30,294	29,988	29,682
売上高当たり廃棄物排出量 (トン/億円)	194	192	190
売上高当たり水使用量 (m ³ /億円)	498	493	488
	↑1%減	↑1%減	↑1%減
元樹くんの販売の促進 (m ³)	100	100	100
化学物質の安全管理	農薬を適正に使用する		
グリーン購入の推進	事務用品のグリーン購入製品を積極的に選ぶ		
再生製品を積極的に使う	業務で使う資材は再生製品を積極的に選ぶ		

(購入電力に係る二酸化炭素排出係数:0.466 kg-CO₂/kWh)

- ① 廃棄物排出量については、排出量が増えやすい工事（例えば伐採工事等）が多い場合には、どうしても排出量が多くなると思われ、逆に排出量が少ない工事（例えば植栽工事）が多い場合には排出量が少なくなると思われる。その為、目標の設定には矛盾が生じる場合もあるが、無駄の削減、リサイクル等に取り組み、目標達成に向けて取り組んでいくものとする。
- ② 元樹くんの販売は現状の維持を目標とする。

4. 2024 年度の環境への取組み結果及び評価

低減目標に対しては、売上高当たりの数値を年間 1%減としており、目標に対しての数値については、以下の通りでした。

〈2024 年 1 月～2024 年 12 月〉

		2024年度 (目標値)①	2024年度 (実績)②	比率 (②／①)	評価
二酸化炭素排出量	総量 (kg-CO ₂ /年)	59,270	61,505	1.04	△
	売上高当たり (kg-CO ₂ /億円)	23,900	30,600	1.28	×
廃棄物排出量	廃棄物排出量 (トン/年)	381.15	395.52	1.04	△
	売上高当たり (トン/億円)	160	196.78	1.23	×
水使用量	総量 (m ³ /年)	1,106	1,012	0.92	○
	売上高当たり (m ³ /億円)	446	503.48	1.13	×
元樹くんの販売	m ³	100	100	1.00	○

(購入電力に係る二酸化炭素排出係数：0.466 kg-CO₂/kWh)

・ 二酸化炭素排出量について

2024 年度の電気使用量は、13,644kWh (2023 年度は 14,744kWh)、また、ガソリン消費量は、18,120ℓ (2023 年度は 16,756 ℓ)、軽油 4,689ℓ、(2023 年度は 5,075ℓ)、灯油は 408ℓ、(2023 年度は 414ℓ) であった。

昨年度と比べ、ガソリンの消費量は増えたが、購入電力使用量、灯油、軽油の使用量は減ったが、全体としては昨年よりも総量、売上高当たりとも増える形となった。

二酸化炭素排出量 目標と実績 内訳表

項 目	目 標	実 績	実績／目標 (%)	評価
購入電力(kWh)	14,597	13,644	93	○
ガソリン(ℓ)	16,588	18,120	109	×
軽 油(ℓ)	5,024	4,689	93	○
灯 油(ℓ)	409	408	99	○

- ・ 廃棄物排出量

廃棄物排出量については、昨年度排出量より 2%増加する形となった。売上高あたりでも目標値の 28%増加であった。工事によっても排出量の増減があるものの、処分場への持ち込みの運搬や人件費削減の為に、分別化、社内コミュニケーションの充実等の取組みを行い、目標達成を目指していく事とする。

- ・ 水使用量

水使用量については昨年度に比べて減少する形となったが、売上高あたりでは目標値の 13%増加であった。2025 年 1~2 月の大雪時の融雪にも使用した為、来年度の増加が今から心配である。今後もさらなる点検の徹底や節水に心掛け、目標達成を目指していく事とする。

5. 2024 年度の具体的な取組みの内容

(1) 車燃料(ガソリン・軽油)の使用量の削減 (二酸化炭素削減) → ○

急発進・急加速・空ぶかし・アイドリングは行わない。

(2) 事務所内 (二酸化炭素削減・省エネ) → ○

昼休みの消灯の徹底。温度管理の徹底。裏紙使用の徹底。

(3) 廃棄物のリサイクル (廃棄物削減) → ○

エノキ茸残渣等を利用したリサイクル商品、土壌微生物増殖資材「元樹くん(2)」を、商品化している。(特殊肥料として承認も得ている。)引き続き、販売促進にむけ取り組む。

2006 年 3 月、県よりリサイクル商品としての認定を受けた。

(4) 現場発生の廃棄物分別化の推進 (廃棄物削減) → ○

金属屑や土砂など現場で発生した廃棄物は、分別できるものは必ず分別を行い、再資源化を行うことによって、廃棄物量の低減を目指す。

(5) 水道の栓をこまめに閉めるなど、日常的に節水を励行する。(水使用量の削減) → ○

漏水等がないかの、定期的に点検を行う。

(6) 機会があれば、取引先会社や地域の学校にて、環境活動を積極的に推進していく。今後も地域の環境活動団体にも所属し、地域の環境活動にも積極的に参加していく。

(社会貢献活動) → ○

- (7) 設計の段階で、使用する材料はできるだけ再生利用品（再生砂利・再生チップ・元樹くん等）をお勧めしていく。 → ○
- (8) 大気汚染物質、水質汚濁物質、騒音、振動等についての環境関連関係の法令による規制を遵守する。また、自己チェックにより違反がないことを確認していく。 → ○
- (9) 農薬取締法・毒物及び劇物取締法の遵守 → ○
農薬の出し入れは、台帳に記録し、保管は鍵の閉まった専用棚にて保管している。
使用時は、適用樹木に該当薬を希釈倍数通りに。周囲への事前周知を行い、風向きに注意し飛散防止に努め、作業中であることを明示する等の注意事項の徹底を行う。
- (10) グリーン購入の推進 → ○
事務用品の購入は、グリーン製品を積極的に選ぶ。

6. 2025 年度の具体的な取組みの内容

- (1) 車燃料(ガソリン・軽油)の使用量の削減（二酸化炭素削減） 【責任者：堀川】
急発進・急加速・空ぶかし・アイドリングは行わない。
- (2) 事務所内（二酸化炭素削減・省エネ） 【責任者：安中】
昼休みの消灯の徹底。温度管理の徹底。裏紙使用の徹底を図る。
- (3) 廃棄物のリサイクル（廃棄物削減） 【責任者：安中】
有機質肥料を製造する際の原材料として、リサイクルに取り組む。出来上がった肥料は、土壌微生物増殖資材「元樹くん(2)」として、商品化する。(特殊肥料として承認も得ている。)
- (4) 現場発生の廃棄物分別化の推進（廃棄物削減） 【責任者：堀川】
金属屑や土砂など現場で発生した廃棄物は、分別できるものは必ず分別を行い、再資源化を行うことによって、廃棄物量の低減を目指す。
- (5) 水道の栓をこまめに閉めるなど、日常的に節水を励行する。(水使用量の削減) 【責任者：安中】
漏水等がないかの、定期的に点検を行う。

(6) 機会があれば、取引先会社や地域の学校にて、環境活動を積極的に推進していく。今後とも、地域の環境活動団体にも所属し、地域の環境活動にも積極的に参加していく。(社会貢献活動)

【責任者：安中】

(7) 設計の段階で、使用する材料はできるだけ再生利用品（再生砂利・再生チップ・元樹くん等）をお勧めしていく。

【責任者：安中】

(8) 大気汚染物質、水質汚濁物質、騒音、振動等についての環境関連関係の法令による規制を遵守する。また、自己チェックにより違反がないことを確認していく。

【責任者：安中】

(9) 農薬取締法・毒物及び劇物取締法の遵守

【責任者：安中】

農薬の出し入れは、台帳に記録し、保管は鍵の閉まった専用棚にて保管している。

使用時は、適用樹木に該当薬を希釈倍数通りに。周囲への事前周知を行い、風向きに注意し飛散防止に努め、作業中であることを明示する。等の注意事項の徹底を行う。

(10) グリーン購入の推進

【責任者：安中】

事務用品の購入は、グリーン製品を積極的に選ぶ。

【立花造園の環境経営方針の取組み内容とSDGsへの取組み】

立花造園は、地球環境の保全が人類共通の最重要課題の1つであると認識し、緑にたずさわる者として地球環境の保全に配慮して行動し、「持続可能な社会の実現」をめざし次のようにSDGsへ取り組みます。

★は重点項目、●は関連項目

SDGsの目標とターゲット			3	6	7	11	12	13	15	17
環境経営方針及び取組み内容			3. 9	6. 4	7. 3	11. 6	12. 2 12. 5	13. 2 13. 3	15. 1	17. 17
環境経営方針			件有数の汚染を大幅に削減する	水の持続可能な利用に可及的な努力を払う	再生エネルギーの比率の改善率を倍	大気汚染の軽減、都市の廃棄物の管理に注力	循環経済の推進により、廃棄物の発生を減らす	気候変動に及ぶ影響を低減し、自然資源の持続可能な利用を促進	陸域生態系の回復及び持続可能な利用の確保	効果的なグローバルパートナーシップを奨励
1	省資源、省エネルギー活動の推進	エコドライブの推進、アイドリングストップ			★	●		●		
		照明と空調温度管理の徹底、裏紙使用の推進			★			●	●	
		節水の励行、漏水等の定期点検		★						
2	建築副産物(剪定屑など)の抑制、再利用、適切な処理や分別	作業現場での廃棄物の発生抑制				●	★			
		廃棄物の分別と適正な処理				●	★			
3	工事に伴う公害を抑制	大気、水質、騒音、振動等の規制を守り工事を実施	★			●				
4	環境関連法規制等を遵守し環境汚染を予防	農薬の徹底管理、使用時は飛散防止	★			●				
5	リサイクルへの積極的な取り組み	環境に配慮したリサイクル製品の積極的使用					★		●	
6	継続的な活動の展開	地域の環境活動への参加、環境教育への参画								★

7. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価結果並びに違反訴訟等の有無

現状関連法規制等の一覧表及びそれらの遵守状況を確認した結果、環境関連法規の違反及び重大な苦情等は有りませんでした。

なお、関係当局より違反、訴訟等の指摘は過去3年間には一度も有りませんでした。

環境関連法規に関しては自らが定期的に遵守状況をチェックしています。(別表参照)

8. 代表者による全体の評価と見直しの結果

- ・代表者による全体の見直しを毎年定期的に実施しています。
- ・2024年度の目標は、従業員一人一人の環境に対する意識の向上にむけ、さらに取り組んでいく。
- ・今後も安全第一とし、継続的に各種施策に取り組むよう指示した。

2025年2月19日

代表取締役 立花栄志

環境関連法規取りまとめ（別表）

法令の名称	法令等の遵守すべき内容	担当責任	法令等の適用を受ける設備
騒音規制法	- 指定地域内で特定建設作業をする者は、作業開始の7日前までに市町村に届ける。 - 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準を遵守しなければならない。	各現場 代理人	建設機械
振動規制法	- 指定地域内で特定建設作業をする者は、作業開始の7日前までに市町村に届ける。 - 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準を遵守しなければならない。	各現場 代理人	建設機械
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	<u>（収集・運搬基準）</u> 産業廃棄物が飛散・流出しないように収集・運搬する。 車両の外側に産業廃棄物の運搬車であること、事業者名を表示し、書面（産業廃棄物の種類・量等）を備え付ける。 <u>（運搬・処理の委託）</u> 許可を受けた業者に委託する。委託契約は規定の内容を含む書面により行い、5年間保存する。 <u>（産業廃棄物管理票）</u> 委託時に管理票を交付する。A票、B2票、D票、E票を照合し、5年間保管する。D票（90日以内）、E票（180日以内）が送付されていない場合、状況を把握し、知事に報告する。 管理票の交付状況を知事に報告する。（H20年6月より適用）	安中	産業廃棄物
廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例	- 各市町の基準に従って処理 - 一般廃棄物については各市町指定の分別による	安中	一般廃棄物 (剪定等の枝葉ごみ、一般可燃ごみ、一般不燃ごみ等)
農薬取締法 毒物及び劇物取締法	- 農薬を使用する時は、ラベル記載事項を守ること（適用樹木に該当薬を希釈倍数通りに） - 農薬を使用した時は、出し入れの帳簿に記載しなければならない。 ※ H17年から農薬使用者に使用責任がある (防除業者の届出廃止になった)	安中	病虫害防除剤 - 殺虫剤 - 殺菌剤 - 除草剤
エアコン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（エアコン排出抑制法）	(使用時)・機器は適切な場所に設置する。・機器の点検を実施する。 ・漏えい防止の措置をする。 (廃棄時)・廃棄時エアコン類の適正かつ確実な回収・破壊の処置をする。 ・登録回収業者に委託する。・引渡し時に書面（回収依頼書）、 ・委託確認書を交付する。	安中	エアコン